平成２２年（フ）第１０８６２号
東京都台東区三筋２丁目19―13―703
債務者　上田百合子（旧姓宮下）
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８６８号
東京都中央区新川２丁目17―15―602
債務者　吉田満美子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８６９号
東京都江戸川区中葛西６丁目６―32―105
債務者　恩田　桂子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７０号
東京都練馬区高松３丁目１―10―601
債務者　佐々木貴子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７２号
東京都板橋区赤塚新町３丁目30―６―202
債務者　傳田　宏道
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７５号
神奈川県相模原市南区南台６丁目１―13―302
債務者　岩崎　　亮
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７７号
東京都中野区本町４丁目５―14―703
債務者　神尾　良憲
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８７９号
東京都北区赤羽北１丁目22―７
債務者　伊佐早希巳枝
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８０号
東京都清瀬市下清戸３丁目394―203
債務者　入江　　勇
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８１号
東京都清瀬市下清戸３丁目394―203
債務者　入江トキ子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８２号
東京都江戸川区松島２丁目20―11―103
債務者　仲谷　秀子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８８４号
東京都大田区東雪谷２丁目７－２―606　濱野方
債務者　久川　照美
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９１号
神奈川県伊勢原市高森115―３
債務者　毛木千鶴子
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９２号
神奈川県横浜市都筑区池辺町2660―305
債務者　中瀬　道浩
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９８号
東京都世田谷区梅丘２丁目３―10　メゾンハヤマ第２―203
債務者　野口　隆秀
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８９９号
東京都江戸川区平井３丁目４－５―611
債務者　佐藤　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月24日午前11時
東京地方裁判所民事第20部